

尼崎市監査公表第6号

財務(定期)監査及び行政監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、市長及び教育委員会から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により公表します。

平成21年7月28日

尼崎市監査委員 須賀 邦 郎

同 堀 智 子

同 宮 城 亜 輻

同 早 川 進

措置通知表【財務(定期)監査】

1 措置を講じた局	総務局
2 監査結果報告日	平成 21 年 3 月 23 日
3 措置通知日	平成 21 年 3 月 27 日
4 監査結果の内容	<p><u>労働者派遣契約に基づく派遣料金の支払いについて</u></p> <p>市民税・県民税特別徴収当初課税事務等に係る労働者派遣契約において、派遣料金の算定の基礎となる月労働時間の取扱いについて、契約業者と協議の上その取扱いを変更したにもかかわらず、契約変更の手続を行っていなかった。 (市民税担当)</p> <p>契約内容を変更する場合においては、契約変更手続を適時・適正に行うこと。</p>
5 措置の内容	<p>平成 21 年度の当該事務に係る労働者派遣契約においては、契約書上の文言について疑義が生ずることがないように措置した。</p> <p>次年度の契約締結においても、月労働時間に 1 時間に満たない端数時間が生じないよう、始業時間等について見直しを行う。</p> <p>また、契約の取扱いを変更するに当たっては、契約変更の手続を怠らないよう職員に指導するとともに、今後とも徹底していく。</p>

措置通知表【財務(定期)監査】

1 措置を講じた局	健康福祉局
2 監査結果報告日	平成21年3月23日
3 措置通知日	平成21年4月30日
4 監査結果の内容 <u>業務委託契約について</u>	<p>環境衛生及び食品衛生に係る普及啓発業務委託契約において、事前に受託業者から委託事業執行計画書の提出を求め、本市の承認を得て実施しなければならないにもかかわらず、これがされていなかった。</p> <p>また、当該業務委託については、委託内容が明確にされておらず、補助金的な支出となっていた。(生活衛生課)</p> <p>契約書に定められた事項を履行させることは、事務処理の基本であり、適正に行うこと。</p> <p>また、業務委託内容の整理についても早急に対応すること。</p>
5 措置の内容	<p>今後の対応策として、両協会についての事業執行計画書に対する承認行為については、当該承認行為は不要なものであるため、次年度以降は契約書の当該条項を削除する。</p> <p>両協会に対する委託契約については、委託業務の範囲を見直し、明確な仕様書を作成し委託契約する。</p>

措置通知表【財務(定期)監査】

1 措置を講じた局	健康福祉局
2 監査結果報告日	平成21年3月23日
3 措置通知日	平成21年4月30日
4 監査結果の内容	<p><u>消防法令に定める届出等について</u></p> <p>斎場は、消防法令で定める防火対象物であるにもかかわらず、防火管理者の選解任届及び消防計画の届出がされておらず、消防計画に基づく避難訓練等の消防訓練も実施されていなかった。 (生活衛生課)</p> <p>消防法令で定める各種届出は事務処理の基本であり、遅滞なく行うこと。</p> <p>また、斎場は不特定多数の人が利用する施設であり、利用者の安全確保のため、消防計画に定める消防訓練を確実に実施すること。</p>
5 措置の内容	<p>平成19年4月の人事異動による防火管理者の選任・解任届出については、平成21年1月2日に尼崎東消防署に届出を行った。</p> <p>消防計画の届出についても、斎場建替えにより現斎場となったことについての計画変更届を尼崎東消防署に平成21年1月5日に提出し受理されている。</p> <p>また、消防訓練については、本斎場では職員が業務を離れることが困難であると考えていたが、業務に支障のない時間帯に全職員を3回に分け実施する旨の消防訓練実施計画書を平成21年1月5日に届出、受理された。</p> <p>今後は防火管理の重要性を認識し、法令等に基づき届出、訓練等を適切に実施していく。</p>

措置通知表【財務(定期)監査】

1 措置を講じた局	健康福祉局
2 監査結果報告日	平成21年3月23日
3 措置通知日	平成21年4月30日
4 監査結果の内容	<p><u>旅行命令等に係る事務について</u></p> <p>少年補導委員視察研修実施に伴い職員が同行しているにもかかわらず、旅行命令を行わず、日当も支給していなかった。 (青少年課)</p> <p>旅行命令等の事務は事務処理の基本であり、適正に行うこと。</p>
5 措置の内容	<p>当該年度の少年補導委員視察研修の事業実施に係る決裁は完了していたものの、文書による管外旅行命令等及び日当の支給事務を失念していたものである。</p> <p>なお、本件については、平成20年10月14日付で、平成19年度管外出張旅費の支出についての過年度支出決裁を起案し、旅行命令及び復命、旅費の支出が完了していることを併せて報告するものである。</p> <p>旅費等の支給事務については、上司による職務命令行為を明確にするとともに、その処理を庶務担当者だけに任せるのではなく、各自が旅費規程等に精通し、事務処理漏れが起こらないよう、職員相互でチェックをしていく。</p>

措置通知表【財務(定期)監査】

1 措置を講じた局	水道局
2 監査結果報告日	平成 21 年 3 月 23 日
3 措置通知日	平成 21 年 4 月 30 日
4 監査結果の内容	<p><u>企業用財産の使用許可について</u></p> <p>企業用財産の土地使用許可に関し、平成 18 年度に使用許可書の面積表示に誤りがあったことについて指摘したにもかかわらず、その後も当該土地に係る同様の誤った事務処理を続けていた。加えて、使用許可面積についても精査を怠り、誤った面積により使用許可していた。(管財担当)</p> <p>企業用財産の使用許可については、今回の指摘を重く受け止め、再度、事務処理の基本に立ち戻り、より一層適正に行うこと。</p>
5 措置の内容	<p>企業用財産の使用許可に当たり、使用許可書の面積表示に誤りがあったことについては、許可面積の表示を訂正し、その旨を使用許可者に対して平成 21 年 3 月 25 日付で通知した。</p> <p>また、使用許可面積の誤りがあり、使用料の額が過払いであったものについては、超過分を平成 21 年 3 月 30 日に還付した。</p>

措置通知表【財務(定期)監査】

1 措置を講じた局	教育委員会事務局
2 監査結果報告日	平成21年 3月 23日
3 措置通知日	平成21年 5月 14日
4 監査結果の内容	<p><u>公民館における文書管理事務について</u></p> <p>公民館分館において、使用者の個人情報に記載された平成19年度の公民館使用許可申請書等を紛失していた。 (中央公民館)</p> <p>公文書の管理は事務処理の基本であり、再度、文書事務の基本に立ち戻り、文書規程に従い適正に行うこと。</p>
5 措置の内容	<p>昨年度に引き続き、今年度当初においても定期的開催している館長会、分館長会において、公文書の保管について文書規程に基づいた適正な処理を徹底すること、また、盗難等の被害が考えられる案件については、警察への被害届等を行うとともに、分館 - 地区公民館 - 中央公民館での連絡体制を基本とし、即時の報告を行う旨を再確認したところである。</p>

措置通知表【財務(定期)監査】

1 措置を講じた局	教育委員会事務局
2 監査結果報告日	平成21年 3月 23日
3 措置通知日	平成21年 7月 3日
4 監査結果の内容	<p><u>公民館における使用料減免等について</u></p> <p>公民館における各種団体への使用料減免に当たり、「公民館使用許可の手引き」と異なった取扱いを行っていた。</p> <p>また、新規登録グループに対し、既存グループよりも減免の利用回数を減じる取扱いを行っていた。(中央公民館)</p> <p>公の施設の利用については、公平・公正な運用が求められることから、減免及び利用回数については、決められた基準に基づき適正に行うこと。</p>
5 措置の内容	<p>減免対象に記載のない団体へ減免を適用していた「近松かたりべ会」の件については、「公民館使用許可の手引き」の団体別減免率早見表へ記載する事務処理を失念していたため早見表に記載し、また減免対象となる団体が不明確であることにより異なった減免の取扱いをしていた「断酒会」の件については、対象団体を特定する必要があるため、「(社)日本断酒連盟に加盟している断酒会」と早見表の修正をそれぞれ行い、全館共通の取扱いをするよう周知した。減免対象回数を超えて減免を適用していた「あんぱんまん学級」の件については、本来減免すべきでなかった使用料分を徴収した。</p> <p>また、新規登録グループ(2回)に対し、既存グループ(3回)よりも減免の利用回数を減じる取扱いを行っていた小田公民館の件については、登録グループの団体数、使用回数ともに近年安定してきていることから、新規登録グループに対し、既存グループと同じ取扱い(3回)を講じた。</p>

措置通知表【財務(定期)監査】

1 措置を講じた局	教育委員会事務局
2 監査結果報告日	平成21年3月23日
3 措置通知日	平成21年5月14日
4 監査結果の内容	<p><u>建物明細台帳への登録等について</u></p> <p>スポーツクラブ21及び学校開放運営委員会が使用するクラブハウスの一部について、建物明細台帳への登録手続きが行われていなかった。</p> <p>また、スポーツクラブ21が余裕教室等を使用する際の使用許可手続きも行われていなかった。 (施設課、スポーツ振興課)</p> <p>クラブハウスの台帳への登録、スポーツクラブ21への使用許可手続きについては、行政財産の管理及び目的外使用の趣旨を踏まえ、適正に行うこと。</p>
5 措置の内容	<p>登録手続漏れのあったクラブハウスの建物明細台帳への登録については、指摘があった後、早急に登録手続を行った。</p> <p>また、スポーツクラブ21への施設使用許可手続きに関しても、使用実態を確認した上で、使用許可が必要な使用実態のものについては、スポーツ振興課を通じて使用許可申請を行うよう指導し、使用許可書を発行した。</p>

措置通知表【財務(定期)監査(学校分)】

1 措置を講じた局	教育委員会事務局
2 監査結果報告日	平成21年5月19日
3 措置通知日	平成21年6月19日
4 監査結果の内容	<p><u>委託事業における支出事務について</u></p> <p>「いきいき学校」応援事業推進委員会(会長:学校長)が、市から受託した事業執行に伴う経費を、市からの委託料で支出せず、立替え払いをしていた。(日新中学校)</p> <p>委託事業の関連経費の執行に当たっては、立替え払いは厳に慎み、適正に行うこと。</p>
5 措置の内容	<p>立替え払いをしていた経費については、平成21年2月18日に措置した。</p> <p>「いきいき学校」応援事業については、平成20年度をもって終了した事業であるが、ほかにも委託事業があり、適正な管理を行うことが重要であるため、教育委員会は、日新中学校の校長及び教頭をはじめとして、市内の小・中学校に対して、委託事業に関する事業費の管理を徹底する指導を行った。更に教頭に対して、財務事務を重点とした研修会を開催し、適正な執行について周知徹底を図った。</p>

措置通知表【財務(定期)監査(学校分)】

1 措置を講じた局	教育委員会事務局
2 監査結果報告日	平成21年5月19日
3 措置通知日	平成21年6月19日
4 監査結果の内容	<p><u>旅行命令等に係る事務について</u></p> <p>日本海駅伝大会等(於:倉吉市)へ参加する生徒を引率するため、教員が出張しているにもかかわらず、旅行命令を行わず、旅費、宿泊費等も支給していなかった。</p> <p>(尼崎高等学校)</p> <p>旅行命令等の事務は、事務処理の基本であり、適正に行うこと。</p>
5 措置の内容	<p>日本海駅伝大会等(於:倉吉市)の教員出張旅費については、支給漏れが判明してから直ちに措置したところである。出張を命じる場合、旅行命令等の事務は、事務処理の基本であることから、適正に行うよう徹底を図った。</p>

措置通知表【財務(定期)監査(学校分)】

1 措置を講じた局	教育委員会事務局
2 監査結果報告日	平成21年5月19日
3 措置通知日	平成21年6月19日
4 監査結果の内容	<p><u>教職員に対する学校敷地内の駐車用空地の使用許可等について</u></p> <p>駐車用空地に教職員の通勤用自動車を使用許可する際、使用許可に関する要綱や教育長通知を逸脱した事例があった。また、校内を無灯火で自動車が通行するなど、生徒等の安全を脅かしかねない状況となっていた。(尼崎高等学校・尼崎東高等学校)</p> <p>駐車用空地の使用許可を行うに当たっては、要綱等に則した基準により、適正に行うこと。また、校内の車両通行に関するルールを設定するなど、生徒等への安全を確保すること。</p>
5 措置の内容	<p>従前から、使用許可については、尼崎市立学校敷地内の駐車用空地の使用許可に関する要綱等に規定された使用許可基準に即して適正に行っているが、校地内駐車許可証を掲示しない等の違反事例があったので、厳しく注意し、徹底を図った。</p> <p>また、生徒等への安全確保については、校地内(2箇所の門と通路)に、「徐行」の遵守や「早めの点灯」及び見通しの悪い場所での「一旦停止」を表示し、注意の徹底を図った。(尼崎高等学校)</p> <p>平成21年度から、使用許可については、尼崎市立学校敷地内の駐車用空地の使用許可に関する要綱等に規定された使用許可基準に即した運用ができていなかったことから、より厳格に行っている。</p> <p>また、生徒等への安全確保については、校地内駐車許可証の裏面に、制限速度(安全にすぐに止まれる時速20km以内)を遵守すること、薄暮時等にはライトを点灯することを明記し、注意の徹底を図った。(尼崎東高等学校)</p>

措置通知表【行政監査】

1 措置を講じた局	都市整備局
2 監査結果報告日	平成21年3月23日
3 措置通知日	平成21年6月30日
4 監査結果の内容	<p><u>市営住宅敷地の管理等事務について</u></p> <p>公有財産規則では、各局長に対して、所管する公有財産を常に良好な状態で管理し、その用途又は目的に応じて効率的に運用しなければならないと規定されており、また、当該公有財産については、適宜実地調査等を行い適正に管理することを求めているにもかかわらず、市営住宅を抽出調査したところ、宮ノ北団地及び潮江団地の敷地内に5台の飲料水の自動販売機が行政財産の使用許可なく設置されていた。 (住宅管理担当)</p> <p>市営住宅敷地の管理等事務については、常に良好な状態で適正に管理すること。</p>
5 措置の内容	<p>宮ノ北住宅に屋外設置されていたもの</p> <p>1 設置者 株式会社ジャパンビバレッジ (大阪府豊中市小曾根4-4-1) 清涼飲料水自動販売機 2台 (使用料相当額: @6,375 × 2台 = 12,750円)</p> <p>2 設置者 阪神ヤクルト販売株式会社 (兵庫県伊丹市寺本1-142) 清涼飲料水自動販売機 1台 (使用料相当額: @6,375 × 1台 = 6,375円)</p> <p>潮江住宅に屋内に設置されていたもの</p> <p>1 設置者 関西キリンビバレッジサービス株式会社 (兵庫県尼崎市道意町6-26) 清涼飲料水自動販売機 2台 (使用料相当額: @14,875 × 2台 = 29,750円)</p> <p>設置者と協議をした結果、平成21年3月28日の行政財産使用許可申請を平成21年4月1日付けで使用許可した。なお、平成20年度分については、使用料相当額を雑入として徴収した。</p>